

第 915 号（平成 26 年 6 月 5 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

目 次

	頁
<b>[条例]</b>	
△ 高速横浜環状北西線工事技術提案等評価委員会条例【道路局建設課】	4
△ 横浜市山下ふ頭開発基本計画検討委員会条例【港湾局山下ふ頭再開発調整課】	6
△ 横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例【議会局政策調査課】	8
△ 横浜市子供を虐待から守る条例【議会局政策調査課】	11
△ 横浜市落書き行為の防止に関する条例【議会局政策調査課】	17
△ 横浜市市税条例の一部を改正する条例【財政局税制課】	19
△ 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例【市民局市民活動支援課】	26
△ 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例【市民局区連絡調整課】	27
△ 横浜市公会堂条例の一部を改正する条例【市民局地域施設課】	28
△ 横浜市介護保険条例及び横浜市営住宅条例の一部を改正する条例【健康福祉局介護保険課】	30
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例【環境創造局大気・音環境課】	31
△ 横浜市公園条例の一部を改正する条例【環境創造局公園緑地管理課】	34
△ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築情報課】	35
△ 横浜市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局査察課】	41
△ 横浜市立学校条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校計画課】	42
<b>[規則]</b>	
△ 横浜市契約規則の一部を改正する規則【財政局契約第一課】	43
<b>[告示]</b>	
△ 平成26年度横浜市一般会計補正予算（第 1 号）の要領公表【財政局財政課】	44
△ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局保育所整備課】	45
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	46
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	47
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害企画課】	48
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局障害企画課】	49
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害企画課】	51
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局障害企画課】	52
△ 指定地域密着型サービス事業者の指定【健康福祉局介護事業指導課】	53

△ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止【健康福祉局介護事業指導課】	54
△ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】	55
△ 甲種防火管理講習等受講手数料の収納事務の委託【消防局予防課】	56
△ 「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託【金沢区地域振興課】	57
<b>【公告】</b>	
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	58
△ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局産業立地調整課】	60
△ 同【経済局産業立地調整課】	62
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】	64
△ 都市公園を設置すべき区域【環境創造局緑地保全推進課】	65
△ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】	67
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	69
△ 横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】	70
△ 事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】	71
△ 事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】	72
△ 建築協定の認可【建築局建築情報課】	73
△ 同【建築局建築情報課】	74
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築情報課】	75
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築情報課】	76
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	77
△ 同【建築局調整区域課】	78
△ 同【建築局調整区域課】	79
△ 同【建築局調整区域課】	80
△ 同【建築局調整区域課】	81
△ 同【建築局調整区域課】	82
△ 同【建築局調整区域課】	83
△ 同【建築局調整区域課】	84
△ 同【建築局調整区域課】	85
△ 建築基準法に基づく道路の指定【建築局建築情報課】	86
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	87
△ 同【建築局調整区域課】	88
△ 同【建築局調整区域課】	89
△ 同【建築局調整区域課】	90
△ 同【建築局調整区域課】	91
△ 同【建築局調整区域課】	92
△ 同【建築局調整区域課】	93
△ 建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築道路課】	94
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築道路課】	95
△ 同【建築局建築道路課】	96
△ 同【建築局建築道路課】	97
△ 同【建築局建築道路課】	98
△ 同【建築局建築道路課】	99

△ 同	【建築局建築道路課】	100
【区告示】		
△ 認可地縁団体の告示事項の変更	【戸塚区地域振興課】	101
△ 同	【金沢区地域振興課】	102
△ 同	【金沢区地域振興課】	103
△ 同	【南区地域振興課】	104
△ 同	【港南区地域振興課】	105
△ 同	【港南区地域振興課】	106
△ 同	【金沢区地域振興課】	107
△ 同	【泉区地域振興課】	108
△ 同	【泉区地域振興課】	109
【区公告】		
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効	【港北区総務課】	110
△ 同	【港北区総務課】	111
△ 同	【港北区総務課】	112
△ 同	【港北区総務課】	113
△ 同	【港北区総務課】	114
【消防局】		
△ 消防長が行う講習の実施方法の一部改正	【予防課】	116
△ 職員の懲戒処分	【人事課】	117
【交通局】		
△ 横浜市交通局企業職員の給料に関する規程等の一部を改正する規程	【職員課】	118
【区選挙管理委員会】		
△ 委員長等の氏名	【金沢区】	131
【正誤】		
		132

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 6 月 5 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第 37 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 89 条中「施工する者」の次に「及び当該建設工事の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下この節において同じ。）」を加える。

第 91 条中「施工する者」の次に「又は当該建設工事の発注者」を加える。

第 92 条第 1 項中「を施工しようとする者」を「の発注者又は当該建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「当該建設工事の発注者等」という。）」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
第 92 条第 2 項中「当該石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者」を「当該建設工事の発注者等」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（解体等建設工事に係る調査及び説明等）

第 92 条の 2 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下この節において「解体等建設工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等建設工事の受注者を除く。以下この節において同じ。）は、当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、規則で定めるところにより、当該解体等建設工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならぬ。この場合において、当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するときは、前条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならぬ。

2 前項前段の場合において、解体等建設工事の発注者は、当該解体等建設工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用

を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者は、当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第 1 項又は前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等建設工事を施工するときには、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等建設工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第 94 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第 94 条の次に次の 1 条を加える。

(石綿排出作業の完了に係る説明)

第 94 条の 2 第 92 条の規定による届出又は大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出に係る作業を伴う建設工事の受注者は、当該作業を完了したときは、規則で定めるところにより、当該建設工事の発注者に対し、当該作業の結果について、前条第 4 号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

第 95 条の見出し中「注文者」を「発注者」に改め、同条中「注文者」を「発注者」に、「工期等」を「工期、工事費その他当該建設工事の請負契約に関する事項」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 92 条の規定による届出又は大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 18 条の 15 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出がされた石綿排出作業（旧条例第 89 条に規定する石綿排出作業をいう。）については、この条例による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第 92 条の 2 及び第 94 条の 2 の規定は、適用しない。

3 新条例第 91 条及び第 94 条の規定は、施行日以後に新条例第 92 条の規定による届出又は大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出がされた石綿排出作業（新条例第 89 条に

規定する石綿排出作業をいう。)について適用し、施行日前に旧条例第92条の規定による届出又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出がされた石綿排出作業(旧条例第89条に規定する石綿排出作業をいう。)については、なお従前の例による。

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。